

運転適性類別の見直しについて業務委員会開催 社内ルールの変更として運転適性の類別を単純化！ 見直しで現行の職種に就けなくなることはないと確認！

1月30日、本部は運転適性類別の見直しについて業務委員会を開催しました。会社は、「運転適性検査の類別を単純化するためとして運転関係業務適性検査取扱細則で定めている運転適性の類別について見直しを行う。運転従事員は1類を2類と3類はD類、4類はC類とB類に、5類はA類にする。運転従事員以外の係員の1類をE類に3類をD類に」と説明しました。

本部は、「見直しによって現行の職種に就けなくなることはあるのか」「類別の見直しにより業務範囲の拡大はあるのか」と質し、会社は、「見直しによって現行の仕事に就けなくなることはない」「今回の変更は業務の運用拡大が目的ではない」と回答しました。本部はさらに不明な点について質問し、議論行いました。（別紙会社説明資料参照）

以下、議論の主な内容です。

組合：今回の変更は、省令に基づくものなのか。

会社：運転適性検査は省令で決められている。今回の類別の見直しは、社内ルールとしての変更である。

組合：運転適性検査の検査方法は何か。

会社：クレペリン検査等である。今までの検査どおり変わらない。

組合：クレペリン検査以外の検査は何か。

会社：入社してはじめて受ける者クレペリン検査の他にも行う。一度合格すれば、クレペリン検査で更新となる。

組合：各類別の適性検査は、現在どのような職種が対象となるのか。

会社：A類は、新幹線の列車または車両を操縦する者、および列車集中制御により新幹線の列車の運行を管理する者、B類は、新幹線の車両を限定された範囲で操縦する者、C類は新幹線以外の列車又は車両を操縦する者、D類は車掌等、E類は駅ホーム担当者等である。

組合：類別の見直しによって今までの作業ができなくなることはあるのか。

会社：現在行っている作業ができなくなることはないが、仕事の幅は広がる。

組合：クレペリン検査は結果によって類別を判断するのか。
会社：類別によって判定レベルが違うため、その類別のレベル内に検査結果があれば合格となる。
組合：今回の変更で現行社員の類別は変わることはないのか。
会社：現行社員の類別は変わることはない。適性検査で不合格になって現在の類別を失うと、臨時検査で業務内容によって他の類別を受けることとなる。
組合：現在の類別の仕事から他の類別の仕事に変わる時には、検査を受け直す事となるのか。
会社：A類に合格していれば、B類C類D類E類の仕事に従事できる。
組合：適性検査の更新はこれまで通り3年か。
会社：更新は3年でありこれまでと検査は変わらない。
組合：採用試験では適性検査を実施しているのか。
会社：実施している。
組合：適性検査はどのような検査を行っているのか。
会社：クレペリン検査を実施しているが、その他の検査もやっているが詳細は解らない。
組合：現行の2類と3類が一つとなってD類となるが、現行の3類は何か。
会社：列車の運転に関して、閉そく、鉄道信号の取扱い又は転てつ器の操作をす者、列車防護、ブレーキの操作又は推進運転等の合図のため列車に乗務する者である。具体的には車掌がこれにあたる。
組合：(2)に運転従事員以外のD類に従事する者とは具体的にどのような作業をする者か。
会社：ロングレールの運搬等に従事する者である。
組合：現行の2類と3類が一つとなってD類となるが、今までの業務と比べると業務の幅が広がり複数の仕事ができることになるのではないかと。
会社：今回の変更は業務の運用の変更が目的ではない。個人においてはできる業務の適正が広がることにはなる。車掌になるには現在3類を持っていれば車掌にいけるために改めて適正検査を受けなくてよい。
組合：類別の見直しにより業務の範囲広げるものではないということか。
会社：業務の範囲を広げる場合には説明をする。
組合：コストはどの程度削減できるのか。
会社：今までとコストは変わらない。
組合：業務の運用の変更をする事があれば労働組合に説明すること。
会社：規模の変更や何らかの変動を伴うものであれば協約に則って説明をする。
組合：問題が発生した場合は、別途申し入れを行う。安全に関わることであるので会社は真摯に対応すること。

以上

平成26年1月29日
東海旅客鉄道株式会社

運転適性類別の見直しについて

運転関係業務適性検査取扱細則で定めている運転適性の類別について、下記の通り見直しを行う。

記

1 目的
運転適性の類別を単純化するため

2 見直し内容
・1類はE類、2類と3類はD類、4類はC類とB類、5類はA類とする。

(1) 運転従事員

現行	改正	改正後の運転従事員の範囲
1類	E類	ア 車両の入換えに関して、鉄道信号の取扱い又は転てつ器を操作する者 イ 線路、電車線路又は運転保安設備の保守、工事等で、列車の運転に直接関係がある作業を単独で行い、又は指揮監督する者（新幹線関係を除く。） ウ トロリーを指揮監督する者
2類	D類	ア 列車の運行を管理する者 イ 列車の運転に関して、閉そく、鉄道信号の取扱い又は転てつ器の操作をする者 ウ 列車防護、ブレーキの操作又は推進運転等の合図のため列車に乗務する者
3類		エ 新幹線の線路、電車線路又は運転保安設備の保守、工事等で列車の運転に直接関係がある作業を単独で行い、又は指揮監督する者
4類	C類	ア 新幹線以外の列車または車両を操縦する者
	B類	ア 新幹線の車両を限定された範囲で操縦する者
5類	A類	ア 新幹線の列車又は車両を操縦する者
		イ 列車集中制御により、新幹線の列車の運行を管理する者

(2) 運転従事員以外の係員

現行	改正	改正後の運転従事員以外の係員の範囲
1類	E類	ア 保守用車を操縦する者
3類	D類	ア 入換動車を操縦する者
		イ 新幹線の特定保守用車を操縦する者

3 実施時期
平成26年4月1日

以上